医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項の規定に基づく許可であって、同条第十二項第四号の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項の規定に基づく許可であって、同条第十二項第四号の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項の規定に基づく許可であって、同条第十二項第四号の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	農業経営基盤強化促進法第十二条（昭和五十五年法律第六十五号）第一項の規定に基づく認定であって、同条第十四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	農業経営基盤強化促進法第十二条（昭和五十五年法律第六十五号）第一項の規定に基づく認定であって、同条第十四項の規定により令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項の規定に基づく登録であって、同条第十二項の規定により令和九年一月二十六日以前にその登録の有効期間が満了するもの	種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第一項の規定に基づく登録であって、同法第四条第二項本文の規定により、令和九年一月二十六日以前にその登録の有効期間が満了するもの
令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にそれぞれ主たる事務所を有する者（法人にあっては、事務所）又は営業所を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者（法人にあっては、事務所）又は営業所を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域内に住所を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村から青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法第十四条の四第一項に規定するものをいう。）の認定を受けている者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村又は都道府県知事又は農林水産大臣から農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定するものをいう。）の認定を受けている者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域において、専ら動物用再生医療等製品（第一項第三号に規定する動物用再生医療等製品をいう。）の製造販売業者の主たる事務所を有する者